県章

三重県公報

平成24年5月11日（金）

第　2392　号

毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
333	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	（長寿介護課）	2
334	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	（同）	2
335	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	（同）	3
336	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの変更の届出	（障がい福祉課）	3
337	同件	（同）	3
338	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(サービス産業振興課)	4
339	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	5
340	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	6
	公　　告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	6
	同件	（同）	7
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（同）	8
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（同）	8
	お　知　ら　せ		
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	（食品安全課）	9
	正　　誤		
	平成24年3月30日付け三重県公報号外	（法務・文書課）	9
	平成24年4月27日付け三重県公報第2388号付録	（同）	9

告　　示

三重県告示第 333 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470702297	ヘルパーステーション木の香	松阪市鎌田町 58-3	株式会社キハタトレーディング	平成24年5月1日	訪問介護
2470203833	四季の郷訪問看護ステーションベル	四日市市富田浜元町5-9	株式会社四季の郷	平成24年5月1日	訪問看護
2470203833	四季の郷訪問看護ステーションベル	四日市市富田浜元町5-9	株式会社四季の郷	平成24年5月1日	居宅療養管理指導
2470101771	デイサービスマスカット	桑名市福江町 10 番地	合同会社絆	平成24年5月1日	通所介護
2470101789	デイサービスセンター結い	桑名市西別所 1842 番地 3	株式会社結い	平成24年5月1日	通所介護
2470702305	デイサービスセンター木の香	松阪市鎌田町 58-3	株式会社キハタトレーディング	平成24年5月1日	通所介護
2470801719	デイサービス　ふくろう	伊勢市東大淀町字大浜 2-34	株式会社すみれ	平成24年5月1日	通所介護
2470801727	民家型デイサービスほほえみ	伊勢市古市町 15 番地 8	特定非営利活動法人和泉	平成24年5月1日	通所介護
2472801345	ゆうゆうデイサービスセンター柏野	度会郡大紀町柏野 1170	株式会社ゆうゆう	平成24年5月1日	通所介護
2473100481	おろし複合福祉施設つどい	南牟婁郡御浜町上野下尾崎 240 番地 2	特定非営利活動法人つどい	平成24年5月1日	通所介護
2472000237	森栄病院附属　湾岸さくらクリニック	桑名郡木曽岬町和富 10-17	医療法人普照会	平成24年5月1日	通所リハビリテーション
2470203817	特別養護老人ホームサテライトみなと	四日市市高砂町 6-5	社会福祉法人風薫会	平成24年5月1日	短期入所生活介護

三重県告示第 334 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470302502	優の居宅	鈴鹿市東磯山 2 丁目 14 番 1 号	社会福祉法人優	平成24年5月1日	居宅介護支援
2470504008	居宅介護支援事業所大和	津市安濃町妙法寺 399 番地 5	合同会社　大和	平成24年5月1日	居宅介護支援
2470504016	居宅介護支援事業所渚園	津市柳山津興 382 番地の 4	有限会社介護センター田中	平成24年5月1日	居宅介護支援
2472801352	ケアプランいいひ	度会郡大紀町滝原 779 番地	合同会社春岳	平成24年5月1日	居宅介護支援
2472901350	居宅介護支援事業所すずらん	志摩市大王町波切 3401 番地 17	株式会社さくら	平成24年5月1日	居宅介護支援

三重県告示第 335 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470702297	ヘルパーステーション木の香	松阪市鎌田町 58-3	株式会社キハタトレーディング	平成24年5月1日	介護予防訪問介護
2470203833	四季の郷訪問看護ステーションベル	四日市市富田浜元町5-9	株式会社四季の郷	平成24年5月1日	介護予防訪問看護
2470203833	四季の郷訪問看護ステーションベル	四日市市富田浜元町5-9	株式会社四季の郷	平成24年5月1日	介護予防居宅療養管理指導
2470101771	デイサービスマスカット	桑名市福江町 10 番地	合同会社絆	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2470101789	デイサービスセンター結い	桑名市西別所 1842 番地3	株式会社結い	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2470702305	デイサービスセンター木の香	松阪市鎌田町 58-3	株式会社キハタトレーディング	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2470801719	デイサービス　ふくろう	伊勢市東大淀町字大浜2-34	株式会社すみれ	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2470801727	民家型デイサービスほほえみ	伊勢市古市町 15 番地 8	特定非営利活動法人和泉	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2472801345	ゆうゆうデイサービスセンター柏野	度会郡大紀町柏野 1170	株式会社ゆうゆう	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2473100481	おろし複合福祉施設つどい	南牟婁郡御浜町上野下尾崎 240 番地 2	特定非営利活動法人つどい	平成24年5月1日	介護予防通所介護
2472000237	森栄病院附属　湾岸さくらクリニック	桑名郡木曽岬町和富10-17	医療法人普照会	平成24年5月1日	介護予防通所リハビリテーション
2470203817	特別養護老人ホームサテライトみなと	四日市市高砂町 6-5	社会福祉法人風薫会	平成24年5月1日	介護予防短期入所生活介護
2472801337	特別養護老ホーム　大宮園	度会郡大紀町野原519 番地 1	社会福祉法人北斗会	平成24年5月1日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 336 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出がありました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		障害福祉サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
2410700724	合同会社　和	松阪市久保町1518-28	松阪市久保町1518-28	松阪市平生町20	居宅介護 重度訪問介護	平成24年3月1日
2410800441	株式会社　すみれ	津市末広町1039番地2	伊勢市東大淀字大浜2-33	伊勢市東大淀字大浜2-75	居宅介護 重度訪問介護	平成24年4月1日

三重県告示第 337 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出がありました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称		障害福祉サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
2412830164	社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	度会郡大紀町錦736番地7	大宮ホームヘルパーステーション	大紀町ホームヘルパーステーション【大宮】	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成24年5月1日
2412820033	社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	度会郡大紀町錦736番地7	大紀町ホームヘルパーステーション	大紀町ホームヘルパーステーション【紀勢】	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成24年5月1日

三重県告示第 338 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻等の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーサイドマーケット夏見

名張市夏見字浅尾 23 番地ほか

2　名張市から聴取した意見

(1)　騒音の発生に係る事項

ア　飲食店・喫茶店営業に係る音響機器の使用については、三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年三重県条例第 7 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき、深夜の時間に音響機器から発生する音が外部に漏れないようにすること。また、深夜以外の時間帯においても、外部に漏れる音により、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

イ　飲食店・喫茶店以外の店舗から発生する音響機器又は店舗管理用機器の音についても、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

ウ　商品等搬出入車両のアイドリングストップを徹底するなど、荷さばき作業における騒音防止対策を行うこと。また、施設利用者に対し、看板、放送、書面等によりアイドリングストップを周知すること。

エ　店舗敷地内の緑地等の適正な管理を行い、排水施設等の不備による汚水、悪臭等による施設周辺の生活環境を損なわないようにすること。

オ　関係者等から騒音等の苦情の申出があった場合は、速やかに誠意を持って適切な処置を講じること。

カ　当該施設は、以前、夜間に青少年の集団暴走行為のたまり場となっていたことがあるため、営業時は駐車場警備、閉店後は駐車場を施錠する等の対策を講じること。

(2)　廃棄物に係る事項

ア　建設中又は改装中に発生するごみは、自己搬入あるいは一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼することにより、関係法令を遵守し適正に処理すること。なお、関係者等から苦情があった場合は、速やかに誠意をもって適切な措置を講じること。

イ　ごみの発生抑制について、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。

ウ　名張市では、ごみゼロ社会の実現に向け、排出事業者に対して廃棄物の抑制及びリサイクルについて協力を要請していることから、ごみの減量化及び資源化に努めること。

エ　名張市では、ごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋等についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策などを検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。

オ　資源となるびん類、缶類、ペットボトル、紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込むなど、ごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むこと。

カ　ごみは自己搬入あるいは一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼することにより、法令を遵守して適正に処理すること。

キ　一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び排出の計画を提出すること。

ク　レンタカー棟北西側駐車場付近は、成人向け図書等の不法投棄場所となっていたことがあるため、日常の管理を徹底すること。

(3)　その他の事項

名張市では、他市町村と比較して青少年の非行防止や有害環境撲滅のための街頭啓発等、市民活動が活発に行われているので、その活動内容を理解し、その協力に努めること。特に、成人向け図書等の販売又はレンタルを行うときは、区分陳列の徹底等、市民感情を考慮した店内環境を整備すること。

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 24 年 5 月 11 日から同年 6 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 339 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　木曽岬弥富停車場線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
桑名郡木曽岬町源緑輪中 90 番から 桑名郡木曽岬町源緑輪中 997 番 2 まで	旧	8.00～12.00	278.40

第 2

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　四日市菰野大安線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
三重郡菰野町大字竹成字辻ノ内 4750 番地内	旧	13.60～13.80	88.60
	新	13.60～17.40	88.60

第 3

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　亀山安濃線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
津市安濃町安濃字日暮 2305 番 2 から 津市安濃町安濃字濱井場 2560 番 112 まで	旧	8.50～13.00	151.00
	新	9.00～16.00	151.00

第 4

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　久居美杉線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
津市美杉町竹原字宮ノ下 2746 番 4 から 津市美杉町竹原字宮ノ下 2732 番 1 まで	旧	7.10～15.20	70.92
	旧新	8.90～20.00	70.92

第 5

1　道路の種類　国道

2　路　線　名　167 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
鳥羽市松尾町字下ノ久保 389 番地 8 地先内	新	11.25～15.61	2.72

三重県告示第 340 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 南濃北勢線	いなべ市北勢町大字下平字明谷 1971 番 1 から いなべ市北勢町大字飯倉字上野 371 番 1 まで	平成 24 年 5 月 11 日
県道 四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字竹成字辻ノ内 4750 番地内	平成 24 年 5 月 11 日
県道 草生曽根線	津市安濃町草生字小婦化 1356 番 3 から 津市安濃町草生字石塚 1334 番 1 まで	平成 24 年 5 月 11 日
国道 165 号	名張市安部田字錦 3002 番 6 から 名張市安部田字錦 3002 番 8 まで	平成 24 年 5 月 11 日

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

五十鈴川用水土地改良区（伊勢市鹿海町 991）

退任理事

伊勢市鹿海町 1205	岩　舩　浅　雄
〃　〃　698-2	安　島　幸　嘉
〃　〃　1254-1	田　畑　勝　好
〃　〃　317	辻　　幸　三
〃　〃　921-2	東　浦　正　明
〃　〃　319	上　野　　尚
〃　〃　1285	山　口　周　一
〃　〃　1244	畦　地　幸　善
〃　一色町 1316-1	菊　川　新　司
〃　〃　876	浜　口　　進
〃　〃　1551	南　平　照　夫
〃　〃　1648	川　端　　充
〃　〃　1570	松　村　幸太郎
〃　〃　1745	杉　浦　勝　治
〃　〃　1698	土　谷　安　市

伊勢市一色町 1834-2	森　本　広　己
退任監事	
伊勢市鹿海町 179	東　浦　一　郎
〃　一色町 1519-13	土　谷　幸　治
就任理事	
伊勢市鹿海町 319	上　野　　尚
〃　〃　1244	畦　地　幸　善
〃　〃　1285	山　口　周　一
〃　〃　1222	安　島　宏　男
〃　〃　1210	上　野　安　二
〃　〃　1259	奥　野　玉　輝
〃　〃　987-1	中　口　　清
〃　〃　1215	森　田　耕　司
〃　一色町 1745	杉　浦　勝　治
〃　〃　1648	川　端　　充
〃　〃　1321-9	中　西　安　彦
〃　〃　1732	吉　川　成　幸
〃　〃　541-1	菊　川　保　夫
〃　〃　1565	吉　川　行　洋
〃　〃　1763-3	森　　務
〃　〃　1760-4	奥　井　正　男
就任監事	
伊勢市鹿海町 921-2	東　浦　正　明
〃　一色町 1540	竜　田　耕　一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 24 年 5 月 11 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 1659 番地）

退任理事	
伊賀市山神 625 番地	福　増　泰　治
〃　大谷 591 番地	松　本　兼　一
〃　東三田 1524 番地	竹　田　　勉
〃　西三田 1752 番地の 4	前　　信　行
〃　三田 954 番地の 7	山　口　敏　次
〃　〃　1920 番地	吉　川　孝　則
〃　野間 347 番地の 1	東　山　　理
〃　東高倉 347 番地	大　東　正　明
〃　〃　894 番地	川　村　吉　一
〃　〃　1120 番地	前　　俊　信
〃　〃　1234 番地	西　山　　映
退任監事	
伊賀市大谷 777 番地の 1	宮　本　　清
〃　三田 1134 番地	本　城　　隆
〃　東高倉 2213 番地の 2	今　西　　勇
就任理事	
伊賀市山神 472 番地	奥　田　　陽
〃　大谷 837 番地	奥　谷　清　則
〃　三田 1497 番地	中　森　滋　樹

伊賀市三田 1729 番地	宮　本　和　義
〃　〃　1138 番地	本　城　尚　武
〃　〃　961 番地の 5	森　島　明　洋
〃　野間 221 番地	大　西　正　晴
〃　東高倉 347 番地	大　東　正　明
〃　〃　330 番地	川　村　　直
〃　〃　2076 番地	神　崎　琢　治
〃　〃　2100 番地	奥　中　　清
就任監事	
伊賀市山神 573 番地	福　田　久　憲
〃　三田 1686 番地の 1	前　田　欣　也
〃　東高倉 1234 番地	西　山　　映

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、中勢用水土地改良区から申請のありました土地改良事業（中勢用水土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称

(1)　土地改良事業計画書の写し

(2)　定款の写し

2　縦覧の期間

平成 24 年 5 月 14 日から同年 6 月 8 日まで

3　縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

津市役所河芸総合支所地域振興課（津市河芸町浜田 808 番地）

津市役所芸濃総合支所地域振興課（津市芸濃町椋本 6141 番地の 1）

津市役所安濃総合支所地域振興課（津市安濃町東観音寺 483 番地）

亀山市役所環境・産業部農政室（亀山市本丸町 577 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、国営造成施設県管理補助事業中勢用水地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2　縦覧の期間

平成 24 年 5 月 14 日から同年 6 月 8 日まで

3　縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

津市役所河芸総合支所地域振興課（津市河芸町浜田 808 番地）

津市役所芸濃総合支所地域振興課（津市芸濃町椋本 6141 番地の 1）
津市役所安濃総合支所地域振興課（津市安濃町東観音寺 483 番地）
亀山市役所環境・産業部農政室（亀山市本丸町 577 番地）

お 知 ら せ

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

平成 24 年 5 月 11 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　主催者の名称及び所在地
(1)　名称　財団法人理容師美容師試験研修センター
(2)　住所　東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号　有明フロンティアビルＢ棟 9 階
(3)　会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
名　称　財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
所在地　愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 14 番 20 号　ザ・スクエア 2 階
電　話　052-232-6639
2　管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画
(1)　講習期間及び日程
講習期間　平成 24 年 9 月 10 日（月）から同年 10 月 1 日（月）まで

講習日程

日　程	年　月　日	午　前	午　後
第 1 日	平成 24 年 9 月 10 日（月）	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第 2 日	平成 24 年 9 月 24 日（月）	衛生管理	衛生管理
第 3 日	平成 24 年 10 月 1 日（月）	衛生管理	衛生管理

(2)　講習会場の名称及び所在地
講習会場　三重県勤労者福祉会館
所 在 地　津市栄町 1 丁目 891 番地
電　　話　059-225-2800
(3)　講習予定人員
管理理容師資格認定講習　　20 名
管理美容師資格認定講習　　130 名
(4)　受講料
1 人　18,000 円

正　　誤

平成 24 年 3 月 30 日付け三重県公報号外に登載しました、目次中

ページ	行	誤	正
1	下から 3	公金の収納事務の一部委託の一部を改正する告示	公金の収納事務の一部委託

平成 24 年 4 月 27 日付け三重県公報第 2388 号付録に登載しました、目録中

ページ	行	誤	正
9	下から 3	公金の収納事務の一部委託の一部を改正する告示	公金の収納事務の一部委託

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/